

(26) 人総発-002

2026年4月1日

事業所事務長 様

事業所実務担当者 様

人事総務課長

## 2026年度 月所定労働日数・時間数見直しの件

職員給与規程第7条第2項に規定する2026年度の月所定労働日数及び月所定労働時間数は、下記のとおりとしますのでご確認ください。

記

	旧：2025年度	新：2026年度
月所定労働日数	21.33日	21.25日
月所定労働時間数	160.0時間	159.4時間

※常勤職員の月所定労働日数の見直しに伴い、  
定時職員の社会保険取得基準（月所定労働日数）が次のとおり変更となります。

### 社会保険取得基準（一般被保険者）

1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上

⇒ 当組合：週所定労働時間 28.125時間（28時間8分）以上、

月所定労働日数 15.94日以上（2026年度）

※月所定労働日数：2025年度 16.00日→2026年度 15.94日

なお、短時間労働者の社会保険取得基準（週所定労働時間 20時間以上・賃金 88,000円以上等）は変更ありません。

以上